

学習塾に通う子どもの 安全確保ガイドライン FAQ（よくある質問）

平成18年9月
社団法人全国学習塾協会

学習塾に通う子どもの安全確保ガイドラインFAQ・目次

はじめに

- Q1 学習塾に通う子どもの安全確保ガイドラインの遵守は義務なのでしょうか？ …… 1
- Q2 具体的運用例のように運用しなければいけないのでしょうか？ …… 1
- Q3 子どもを対象とした業とはどんなものを指しているのでしょうか？ …… 1
- Q4 「子ども」とは具体的にどのような者を指していますか？ …… 1

通塾時における安全の確保

1. 通塾方法等の把握と安全性の確認

- Q5 犯罪はどのような場所でどのような状況によって起きるのでしょうか？ …… 2
- Q6 そのほかに通塾中で犯罪に注意すべき場所がありますか？ …… 2
- Q7 通塾圏全体の把握はできたので、子どもの最も安全な通塾方法と経路を設定したいのですが？ …… 2
- Q8 授業終了が比較的遅く、学習塾が繁華街の中にあります。とくに注意することはありますか？ …… 3
- Q9 道路上で被害に遭う割合が高いそうですが、被害に遭わないために日頃注意しておくことはありますか？ …… 3

2. 不審者情報の収集・提供

- Q10 子どもから情報を得ることについて注意する点がありますか？ …… 4
- Q11 地域の不審者情報を収集するにはどうしたらよいのでしょうか？ …… 4
- Q12 不審者情報を迅速に保護者に知らせるにはどうしたらよいのでしょうか？ …… 4

3. 保護者または学習塾教職員による送迎の実施

Q13 効果的な立哨・パトロールはどのようにすればよいでしょうか？ …… 5

Q14 学習塾が地域において可能な連携方法はありますか？ …… 5

4. 防犯機器の活用

Q15 位置情報提供サービスとはどのようなものですか？ …… 5

Q16 防犯ブザーなどの取り扱いについて注意すべきことは何ですか？ …… 5

学習塾教職員の資質の向上

1. 学習塾教職員の採用方法の適正化

Q17 人格的本質を発見するためにどのような方法がありますか？ …… 7

Q18 児童の権利に関する条約に規定されている子どもの権利(~)とは具体的にはどのようなことですか？ …… 7

Q19 学習塾において子ども及び保護者に接する上で、学習塾教職員が学習指導能力以外に資質の向上が必要とされることは何でしょうか？ …… 8

2. 学習塾教職員の教育・研修

Q20 防災訓練・研修を実施したいと思っておりますが何か参考になるものはありますか？ …… 8

Q21 学習塾教職員の心のケアに関する研修を実施したいと思っておりますが何か参考になるものはありますか？ …… 9

Q22 ガイドラインに「学習塾教職員に対して、本ガイドライン及び学習塾関係法令の教育・研修を実施する」とありますが、どんな法令がありますか？ …… 9

3. 子ども及び保護者に対する行動基準

Q23 セクシャル・ハラスメント等を未然に防止するためにどのような取り組みがありますか？ …… 9

安全を重視した学習環境の整備

1. 学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認

Q24 映像や教室巡回による効果的な業務・行動の監督・確認はどのようなものがありますか？ 10

2. 学習塾内の施設・設備の安全確保

Q25 学習塾がビルの一階にあり、門扉や玄関がありません。とくに注意することはありますか？ 10

Q26 来訪者のうち保護者の方が多いのですが、容易に識別する方法はありますか？ ... 10

Q27 個人指導のケースが多いのですがとくに気をつけることは何ですか？ 11

Q28 監視カメラは電源が切られるおそれがあるのではないのでしょうか？ 11

Q29 防犯ベルの警報を事務室で一元的に受信したいのですが？ 11

Q30 総合的に防犯・監視システムを導入したいのですがどのようなものがありますか？ 11

3. 緊急時における組織・連絡体制等

Q31 緊急事態発生時の連絡先一覧の具体例はどんなものがありますか？ 12

Q32 防災マニュアル等を作成したい思っていますが何か参考になるものはありますか？ 13

Q33 防犯訓練に代わるものとして図上訓練(シミュレーション訓練)があると聞きましたがどのようなものですか？ 13

4. 不審者侵入時等の対応

Q34 不審者を隔離できず危険な状況にある場合の具体的なアドバイスはありますか？ .. 13

Q35 救命救急について重要なことは何ですか？ 14

Q36 学習塾周辺に不審者が出没した場合の対応についてはどうしたらよいですか？ … 14

参考資料

地震対応マニュアルの一例 …………… 15

火災対応マニュアルの一例 …………… 18

セクハラ等の問題対応について …………… 19

学習塾周辺における不審者出没時の対応マニュアルの一例 …………… 21

はじめに

Q1 学習塾に通う子どもの安全確保ガイドラインの遵守は義務なのでしょうか？

法律ではありませんので義務ではありません。

政府は平成17年12月20日に犯罪対策閣僚会議を開き、学習塾に通う子どもの安全対策の具体化を図るため、内閣府、警察庁、文部科学省、経済産業省からなる四省庁局長会議を設置し、さらにその会議において、社団法人全国学習塾協会に学習塾に通う子どもの安全確保ガイドラインを作るよう要請しました。こうした経緯から考えますと、学習塾事業者が自主的かつ積極的に本ガイドラインを遵守することがのぞましいと考えています。

Q2 具体的運用例のように運用しなければいけないのでしょうか？

具体的運用例は文字通り、一例に過ぎません。各学習塾の事業規模や事業形態によって運用の仕方は様々だと思います。ガイドライン本文を理解するための参考例を取り上げていますので、学習塾に通う子どもの安全確保の観点から、各事業者の事業実態に沿った適切な方法で運用してください。

Q3 子どもを対象とした業とはどんなものを指しているのでしょうか？

学習塾・予備校のような学習支援業のほかに、教養・技能教授業などが考えられます。

Q4 「子ども」とは具体的にどのような者を指していますか？

学習塾等に通う児童生徒及び学生を指しますが、通塾していなくても見学など用があって学習塾を訪れる者や塾生の兄弟姉妹なども対象と考えています。

通塾時における安全の確保

1. 通塾方法等の把握と安全性の確認

Q5 犯罪はどのような場所でどのような状況によって起きるのでしょうか？

基本的には、周りから見えにくく、かつ不特定の人間が入っても怪しまれない場所で発生しやすいと言えます。警察庁の調べによると少年の犯罪被害の発生場所で最も多いのが駐車場や駐輪場で約5割を占めています。次いで多いのは道路上です。駐車(輪)場での主な被害は窃盗ですが、強盗や傷害、強制わいせつ、監禁、略取・誘拐は道路上で被害に遭う割合が高くなっています。一人である時の被害がほとんどで「甘い言葉にだまされてついていってしまう」「いきなり引きずりこまれる」というケースが多くなっています。

Q6 そのほかに通塾中で犯罪に注意すべき場所がありますか？

エレベーターの中で体をさわられたりする事件が起きています。エレベーターの中は密室となるため、とくに注意が必要です。

次の点について留意して行動するよう、日頃から子どもに周知徹底してください。

- ・エレベーターには、なるべく知っている人と一緒に乗るようにしましょう。
- ・エレベーターホール等に見かけない人がいないか周囲を確認し、不審者を発見した時は、学習塾の関係者に伝えるか、管理人等に知らせましょう。
- ・一人でエレベーターに乗るときは、まずまわりをよく見てあやしい人がいないことを確かめ、ドアが開いたら中のようすを確かめてから乗ります。そして、エレベーターの中では、いつでも非常ボタンや各階ボタンを押せる場所で、壁を背にして立つようにしましょう。
- ・知らない人と二人きりになってしまい「こわい」と思ったときは、「相手に失礼なのは」などと考えず、ボタンを全部押して止まった階で降りてしまいましょう。

Q7 通塾圏全体の把握はできたので、子どもの最も安全な通塾方法と経路を設定したいのですが？

学習塾教職員が昼夜に分けて通塾圏を歩き、通塾圏の危険・要注意箇所、避難箇所のほか町の死角となる場所、秩序違反が見られる場所などを洗い出して「通塾圏安全マップ」を作ります。その後、「通塾圏安全マップ」をいくつかのブロックに分け、子どもの住所に応じて個別の「通塾経路安全マップ」を作ってあげましょう。

「通塾圏安全マップ」を作成する上で参考にしてください。

危険・要注意箇所はガイドラインの示す具体例のほかに次のようなものがあります。

〔道とその付近〕

- ・街灯や防犯灯が少ない道
- ・線路脇や地下道

- ・縦列駐車が多い道
- ・放置自転車が多い道
- ・夜、酔っ払いが多い道
- ・歩道がない細い道
- ・信号がない交差点
- ・落書きのある長い壁

[建物・場所]

- ・木が多くて暗い公園や神社、寺院
- ・公園内のトイレ、またその裏
- ・空き室の多いビル
- ・暴力事件があったビル
- ・大型スーパー(大人が子どもに話しかけていても不審に思う人が少ない)
- ・ビルの暗い入り口・脇の陰
- ・アパートやマンションの階段
- ・ゴミが散乱している場所
- ・事件のあったことを示す立て看板のある場所

避難箇所はガイドラインの示す具体例のほかに次のようなものがあります。

- ・ファミリーレストラン
- ・ガソリンスタンド
- ・学習塾
- ・友人、知人の家

Q8 授業終了が比較的遅く、学習塾が繁華街の中にあります。とくに注意することはありますか？

次の点について留意して行動するよう、日頃から子ども及び保護者に周知徹底してください。
 ・ショッピングセンター、ゲームセンター、繁華街などに絶対寄り道しないよう徹底しましょう。
 ・帰り道や電車内では、子どもが大声を上げて騒いだり走り回ったりすることで大人を刺激してトラブルとなることがあるので、整然と静かに帰りましょう。

Q9 道路上で被害に遭う割合が高いそうですが、被害に遭わないために日頃注意しておくことはありますか？

午後3時から午後6時までの時間帯の連れ去りが50%にもなります。道路上で連れ去りや誘拐などの被害に遭わないために次の点について留意して行動するよう、日頃から子ども及び保護者に周知徹底してください。
 ・知らない人の後をついていけない、車に乗らない、寄り道をしないことを徹底しましょう。
 ・駐車場で車のドアが突然開いて、車に乗せられそうになる事件が起きています。車のかげに入ると、まわりから見えないのでとても危険です。車が近づいてきたら、両手を広げた幅以上

の距離まではなれましょう。また、突然連れ込まれるのを防ぐため、路上駐車している車には近寄らないようにしましょう。

- ・他人の車にはどんな理由でも絶対乗らないということをしっかり教えましょう。
- ・できる限り一人で通塾しないように集団で通塾しましょう。
- ・おもちゃ、ペット、お菓子などの小道具、きちんとした格好の人や女の人の同席している車なども気を許す理由になっているため注意してください。
- ・「まいごのネコ(イヌ)をいっしょにさがして」「 の場所がわからないからいっしょに行つて」「楽しいゲームがあるから遊ぼう」「お母さんが病気だよ」などと声をかけられても、知らない人には絶対についていかないようにしましょう。
- ・名前を呼ばれても家族以外にはついていかないようにしましょう。
- ・子どもの名前などを大きく表示するのも止めましょう。

2. 不審者情報の収集・提供

Q10 子どもから情報を得ることについて注意する点はありますか？

子どもは被害に遭ったり、遭いそうになったりした時に、親や先生に話さないことが多いものです。「言ったらよくないのでは」「言うのと叱られるかも」など自分が責められることを恐れます。

また、「ほかの人に言ってはいけない」と脅迫まがいにきつく言われている場合もあります。被害にショックを受けて、声に出せないこともあるでしょう。子どもとのコミュニケーションを十分取ると同時に、子どもの様子が普段と違う場合には子どもの心を落ち着かせることを第一に考え、優しく声をかけてあげることが大切です。たとえば、無理に子どもから情報を聞き出そうとすると恐怖からトラウマ(心の傷)が悪化するケースがあります。反対に、子どもが進んで話し出した場合は、トラウマの回復につながるので、しっかりと受け止めてあげることが必要です。

Q11 地域の不審者情報を収集するにはどうしたらよいのでしょうか？

都道府県の警察本部では、発生した声かけ事案などの情報をホームページに掲載しています。

社団法人全国学習塾協会の不審者情報サイトでそれらの情報を見ることができます。

<http://www.jja.or.jp/fushin.htm>

また、地方自治体によっては不審者出没や犯罪発生等に関する情報をメール配信サービスしているところもあります。

Q12 不審者情報を迅速に保護者に知らせるにはどうしたらよいのでしょうか？

不審者情報の迅速な共有方法として、保護者への携帯メールを活用した緊急連絡システムが

あります。

保護者に不審者情報お知らせメールの希望者の募集を行い、メールアドレスの登録をします。その際には個人情報の保護には法令等に則り細心の注意を払います。収集した不審者情報を担当者がパソコンから不審者情報等の情報を入力し、登録された保護者に一斉にメール送信します。情報の信憑性を確認した上で配信するよう留意しましょう。

3. 保護者または学習塾教職員による送迎の実施

Q13 効果的な立哨・パトロールはどのようにすればよいでしょうか？

安全意識の高い地域というのは不審者が近づきにくいものです。立哨・パトロール時の注意点としては、複数で行うこと、途中で会った人には大きな声で挨拶すること、パトロール中ということをしてPRする腕章やジャンパーなど目立つものを着用すること、不審者・不審車両を発見した場合は近寄りせず警察に知らせること、そして継続して行うことなどです。また、夕方から夜間は反射テープを活用するなどして交通事故に十分気をつけてください。

Q14 学習塾が地域において可能な連携方法はありますか？

通塾路上の交番や「子ども110番の家・店」などをあいさつ回りなどして万一のときの協力を依頼しましょう。何かあった時にいつでも助けを求められることができる家や店を決め、子どもに周知します。

また、通塾圏で活動している防犯ボランティアや自治会などがあれば連絡を取るなどして通塾する子どもたちを見守る目を増やすことに努めましょう。

4. 防犯機器の活用

Q15 位置情報提供サービスとはどのようなものですか？

カーナビなどに利用されているGPS衛星とインターネットを使って、現在子どもがどこにいるかなどの情報提供をするサービスのことで、名刺サイズの専用端末(50g程度の重さ)を子どもに持たせ、インターネットを介して、その位置を保護者のパソコンや携帯電話機に地図表示します。電話要請や、万一の際の端末ボタン操作により、緊急対応員がその場所に駆けつけ、安全確保に努めることもできるものもあります。専用端末の他、専用端末の機能をダウンロードによって付加できる携帯電話機も用意されています。万一の時、子どもの安全を確保するための駆けつけサービスがあるものと、単に居場所を知らせるだけのものの2種類がありますので、比較検討して選ばれると良いでしょう。

Q16 防犯ブザーなどの取り扱いについて注意すべきことは何ですか？

次の点について注意するよう、日頃から子どもに周知徹底してください。

- ・防犯ブザー、ホイッスルなどは常にすぐに出せるところにつけておく。
- ・ひもを引くときにどれだけの力が必要か、電池を抜いて練習しておく。
- ・防犯ブザーは音量の大きいものを使用する。ブザーと音声を用いた音声防犯ブザーも効果が大きい。
- ・定期的に点検し電池切れになっていないか、壊れていないかを常にチェックする。
- ・誤作動を起こさないように、防犯ブザーは身の危険を感じたときのみ使いふざけて鳴らしたり、ひもを持って振り回したりしない。

学習塾教職員の資質の向上

1. 学習塾教職員の採用方法の適正化

Q17 人格的本質を発見するためにどのような方法がありますか？

一例ですが、性格検査やEQ検査などがあります。

人の性格を形成する複数の項目について強弱の状態を測定するもので、行動特性・情緒の安定性・仕事に対しての意欲・人間関係への取組姿勢・リーダー資質・知覚の特性が診断できます。

また、EQとは、自分の感情を知り、現実的な自己モデルを形成してそれを行動の指針とする能力と、周囲の人の気分や動機、欲求をとらえて適切な行動をする能力とを合わせた能力(人格的知性)のことです。EQ検査によって、自分で情動を調整する能力、対人関係を上手に発達させる能力、自分と対峙する他者の心の機微を敏感に察知する能力が診断できるといわれています。

Q18 児童の権利に関する条約に規定されている子どもの権利(~)とは具体的にはどのようなことですか？

「児童の権利に関する条約」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。条約は前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を子どもに保障したものとなっています。1989年11月20日に国連総会において採択され、2004年1月現在で192の国と地域が締結しており、日本は、1994年にこの条約を批准しました。

学習塾等におきましても、学習塾教職員の採用にあたっては、条約の定める次のような子どもの基本的人権を守ることを採用の基準にしてください。

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが、暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

子どもには教育を受ける権利があります。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのない

ように守られなければなりません。

「子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳」
日本ユニセフ協会ホームページ(<http://www.unicef.or.jp/>)より掲載

Q19 学習塾において子ども及び保護者に接する上で、学習塾教職員が学習指導能力以外に資質の向上が必要とされることは何でしょうか？

学習塾教職員の主な職務は、子どもを学習指導することですが、単に知識や技術を伝授することだけでなく、保護者の願いを尊重し、子どもとの人格的なふれあいによって、子どもと共に学び、有為な人間形成を図ることです。こういった職業の特殊性と重要な使命を考えると、学習塾教職員は次のような人格形成能力を修得することによって資質及び能力の向上を図ることが大切です。

人間理解・人権意識に関わる資質と能力

・自他の人間と人権を尊重する精神、人としての幅広い視野と知識、男女平等の精神、ボランティア精神、多様な価値観を尊重する態度など

職業に対する誇りと責任に関わる資質と能力

・職業に対する情熱と意欲、組織の一員としての自覚と協同の精神、主体性、学習塾運営のための専門的知識、幅広い識見と指導力など

子どもの理解に関わる資質と能力

・受容と共感の精神、適正な子ども観、洞察力、個に応じた指導力、子どもの悩みや不安に対する問題解決能力など

人間関係に関わる資質と能力

・他者と円滑な関係を築く能力、コミュニケーション能力など

2. 学習塾教職員の教育・研修

Q20 防災訓練・研修を実施したいと思っておりますが何か参考になるものはありますか？

地震・火災発生時の対応は別掲「地震対応マニュアルの一例」、「火災対応マニュアルの一例」を参照してください。

ただし、まず図上にて訓練を行い、十分に検討した後に実地訓練を行うようにして下さい。マニュアルを作成するプロセスは、図上訓練そのものであるため、マニュアルは自分の関係する場所に合わせて、自力で作成することも大切です。他の学習塾等のマニュアルを丸写しして形だけ揃えるのは、この図上訓練の機会をみすみす逃してしまうこととなります。(図上訓練はQ33に記述)

Q21 学習塾教職員の心のケアに関する研修を実施したいと思っておりますが何か参考になるものはありますか？

学習塾教職員の心のケアに関する研修等の資源としては、厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/03/h0331-1.html>)、「事業場における労働者の健康保持増進ために指針について」を参考にできます。また、学習塾教職員の心のケアを推進するにあたっては全国47の都道府県に設置されている産業保健推進センター等の資源を活用することができます。

Q22 ガイドラインに「学習塾教職員に対して、本ガイドライン及び学習塾関係法令の教育・研修を実施する」とありますが、どんな法令がありますか？

教育・研修において対象となる学習塾関係法令は、児童の権利に関する条約、児童福祉法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律のほか特定商取引に関する法律、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン、労働関係法令(労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等)、公益通報者保護法などです。

3. 子ども及び保護者に対する行動基準

Q23 セクシャル・ハラスメント等を未然に防止するためにどのような取り組みがありますか？

セクハラ等を未然に防止するために次の点に留意することが必要です。

- ・代表者は厚生労働省「職場におけるセクシャル・ハラスメントの実効ある防止対策の徹底について」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/0102/tp0226-4.html>)に基づいた必要かつ適切な防止対策を講じる。
- ・セクハラ等に関する研修を行い、正しい理解と防止に努める。
- ・青少年へのわいせつ行為の未然防止に関する研修を行う。
- ・セクハラ等の問題対応については別掲「セクハラ等の問題対応について」を参照する。

・安全を重視した学習環境の整備

1. 学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認

Q24 映像や教室巡回による効果的な業務・行動の監督・確認はどのようなものがありますか？

各教室に設置した監視カメラは、事務室において業務監督責任者等が一元的に監視できるようにします。監視カメラによる業務及び行動の監督・確認は子どもの安全管理を行うとともに、学習塾教職員の授業の質や言動を業務監督責任者等がチェックすることができます。その結果、トラブルを未然に防ぎ、授業を行う学習塾教職員にも適度な緊張感を持たせることができます。また、監視カメラは半球型のカプセルカメラを用いると外観上カメラと気づきにくく子どもにも違和感を与えません。

教室巡回については、授業中に通路・廊下などから目視による監督を行うほかに、授業開始前・終了後や休憩時間等に施設内や教室内をくまなく巡回し、不適切・不自然な状況が発生していないか監督・確認します。

2. 学習塾内の施設・設備の安全確保

Q25 学習塾がビルの一階にあり、門扉や玄関がありません。とくに注意することはありますか？

学習塾は、学校に比べて門扉や庭などがなく、子どもの学習している教室が建物出入口付近にある構造が少なくありません。従って、不審者を教室内に入れないためには建物(施設)に入らせないことが最も重要です。そのためには、出入口に受付を置いて人員を配置したり、防犯カメラ・赤外線センサーなどの機器を設置することをお勧めします。

また、業務時間において正社員や責任者が必ず学習塾内に常駐させるようにします。

Q26 来訪者のうち保護者の方が多いのですが、容易に識別する方法はありますか？

保護者または学習塾教職員と不審者を容易に識別する方法として次の方法が効果的です。保護者への来訪時の入退出管理に対する協力要請として、IDカード(身分証)を作成し、首から下げるようにします。

ひもの色の違いにより離れた位置からでも保護者・職員の区別ができるようにします。

Q27 個人指導のケースが多いのですがとくに気をつけることは何ですか？

できる限り学習塾教職員と子どもが1対1になるのを避けるようにします。やむを得ない場合には、教室のドアを開放して行うよう徹底してください。

Q28 監視カメラは電源が切られるおそれがあるのではないのでしょうか？

教室や塾内外の死角に監視カメラを設置することによって、常に授業風景等を確認することができます。いたずらや故意によりカメラ電源を切られたり、コンセントが抜かれたりした場合や、カメラのレンズがふさがれたり、カメラの向きを変えられたりして、正常な撮影が出来なくされた場合に、事務室にある画像録画装置からアラーム警告がでる仕様にするをお勧めします。

Q29 防犯ベルの警報を事務室で一元的に受信したいのですが？

緊急時に事務室に助けを呼ぶ緊急通報システムは、無線(ワイヤレス)タイプのもを使用すると、教室・廊下どこにいても確実に助けを呼ぶことができます。また、携行型の押しボタンもあるので、学習塾教職員が常時携行できます。不審者が侵入した場合に、非常押しボタンを押すことにより事務室の受信機が受信しサイレンが鳴動し、教室で非常事態が発生したことを知ることができます。

Q30 総合的に防犯・監視システムを導入したいのですがどのようなものがありますか？

防犯・監視システム導入場所・事例には次のようなものがあります。

門、出入口……錠、認証装置(施錠等の適切な管理)・インターホン(来訪者・要件の確認)

出入口付近……防犯カメラ、赤外線センサー、フェンスセンサー(適切な監視と事務室での一括集中監視)

施設付近の死角……防犯カメラ(死角のチェックと自動録画記録)

各教室・学習塾教職員……無線型緊急押しボタン、サイレン(異常発生時の事務室、隣の職員への連絡)、遠隔監視要請機能付きカメラシステム

遠隔監視要請機能付きカメラシステムとは、単身でなにかあった時の対応をする際に有効(もともとは単身勤務時のコンビニ向けのシステム)。対応をしている間、警備会社がカメラを介して遠隔でその場所を見守り、不測の事態が発生した場合、緊急対応するサービス。

事務室……110番自動通報装置(異常発生時に警察へ自動通報)

各教室……さすまた、携行型拘束網展開装置 など防御機器(犯人の行動を拘束し、子どもを逃がす)

携行型拘束網展開装置とは、プラスチック製、全長40センチメートル、重さ800グラム大で、ボタンを押すと3メートル四方に超高強力糸を使用した網が広がり、不審者の全身にからんで

動きを封じる防犯機器。

3. 緊急時における組織・連絡体制等

Q31 緊急事態発生時の連絡先一覧の具体例はどんなものがありますか？

緊急事態発生時の連絡先一覧表の一例

通報はあわてず落ち着いて

連絡の要点	学習塾名	学習塾	
	学習塾住所		番地
	電話番号	-	-
	連絡者の氏名		
	概要の説明	いつ	どこで
	(簡潔に)	何があった 今どうなっている(被害の状況等)	
		犯人は(人相・車種・逃走方向等)	

機 関 名	電 話 番 号
警察署(緊急時 110番)	- -
消防署(緊急時 119番)	- -
小学校	- -
中学校	- -
病院(内科)	- -
病院(外科)	- -
学習塾代表者	- -

[掲示場所：事務室、その他必要とされる場所]

Q32 防災マニュアル等を作成したい思っていますが何か参考になるものはありますか？

地震・火災発生時の対応は別掲「地震対応マニュアルの一例」、「火災対応マニュアルの一例」を参照してください。

また、救命救急については、総務省消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)の「応急手当の基礎実技」などを参照してください。

Q33 防犯訓練に代わるものとして図上訓練(シミュレーション訓練)があると聞きましたけどどのようなものですか？

実際に不審者侵入を想定して、各人がとるべき行動をシミュレーションして行う訓練です。学習塾教職員に対して想定事案の概要を説明して、各人のとるべき行動を発表させ、その行動について話し合い、指導するもので、実践訓練を補助するものとして日常的業務の中で行うものです。

防犯訓練を学習塾教職員や子どもを交え施設内で実施するとなると、かなりの準備が必要となりますが、図上で訓練することにより、様々な不審者侵入を想定することができ、それに応じた対応策を検討することができます。

(訓練方法の一例)

- ・事前に防犯設備や不備な点など診断を行う。
- ・5～6人程度で1グループを作る。
- ・机の上に施設(敷地)の図を置き、グループで不審者侵入から、警察が来て取り押さえるまでの流れを図に書き込む。
- ・時系列対応表に整理して、記入する。
- ・各グループで作成した図上訓練内容を発表する。

4. 不審者侵入時等の対応

Q34 不審者を隔離できず危険な状況にある場合の具体的なアドバイスはありますか？

子どもに「逃げなさい」と大声で指示し、不審者とは反対の方向にある出口から避難させます。

警察が到着するまでの時間を確保するため、時間稼ぎをしましょう。相手に組み付くと刺されることも考えられますので、周囲にある備品(モップ、机、椅子、消火器等)を用いて不審者の行動を抑止しましょう。援助者がいる場合は消火器の噴霧や屋内消火栓の放水で不審者を隔離しましょう。万一、相手を制圧した後でも、相手の挙動や周囲の状況に注意して、最後まで気を緩めることなく、警察の到着を待ってください。

Q35 救命救急について重要なことは何ですか？

救急車がきてくれるまでには、全国平均で約6分かかります。心臓停止後約3分、呼吸停止後約10分、多量出血後約30分で死亡率は50%に達します。

学習塾において、子どもが急病や負傷で救命が必要になった場合、次の点に留意して必要な行動を迅速に途切れることなく行うことが重要です。

早い通報: 落ち着いてはっきりと119番に通報する。

早い応急手当: 救急車の到着前に心肺蘇生法などの応急手当を行う。

心肺蘇生法による応急手当については、総務省消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)の「応急手当の基礎実技」参照。

心肺蘇生には、突然死の原因の多くを占める心臓停止を回復する電気ショックを与える機械である自動体外式除細動器(AED)の活用が効果的です。心臓停止が起こると、助かるチャンスは3分経過で50%以下となり、10分後にはほとんどの人が死に到るため、一刻も早い手当が必要となります。フルオートであるため小学生高学年程度の子どもでも十分に使えます。

Q36 学習塾周辺に不審者が出没した場合の対応についてはどうしたらよいですか？

学習塾周辺における不審者出没時の対応は別掲「学習塾周辺における不審者出没時の対応マニュアルの一例」を参照してください。